

令和 6 年度

第 6 回 高森町農業委員会 議事録

令和 6 年 9 月 2 4 日(火)、高森町役場において農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 1 項の規定に基づき、別紙議案審議のため農業委員会を開催した。

1 出席委員

(1) 農業委員

- | | | | |
|---------|--------------------------|----------|----------|
| 1 竹内 節男 | 2 城子 唯久 | 3 松島 浩子 | 4 青山 高志 |
| 5 中塚 俊文 | 6 寺澤 悟 | 7 丸山 宏充 | 8 木下 洋子 |
| 9 友谷 光 | 10 原 幸恵 | 11 北村 隆洋 | 12 樋口 貞幸 |
| 13 林 清志 | 14 今川 実章 ^(議長) | | |

(2) 農地利用最適化推進委員

- | | | | |
|----------|----------|----------|---------|
| 15 木村 直志 | 16 片桐 文雄 | 17 唐沢 弘之 | 18 宮下 俊 |
| 19 寺沢 正敏 | | | |

合計 19 名

2 欠席委員

3 職務のために出席した職員

農業委員会

事務局長：菅沼

事務局：下原

営農支援センター

専門員：松村

4 会議への附議事項

議案第 23 号) 農地法第 18 条第 6 項の通知(報告案件) 1 件

議案第 24 号) 農地法第 3 条の許可申請 1 件

議案第 25 号) 農地法第 5 条第 1 項の許可申請 1 件

議案第 26 号) 改正前の経営基盤法第 18 条の農用地利用集積計画 (9 月分)

5 議事内容

議 長 ただ今から令和 6 年度第 6 回高森町農業委員会総会を開催します。
 よろしくお願いします。

時に午前 9 時 00 分

議 長 本日ですが、トライアル的に議事録を起こすシステムを使っています。
 ご発言されるときは気持ちマイクの方に向かって喋っていただければと思います。
 どれだけ音を拾うか、そこら辺も含めてトライアルにはなりますがよろしくお願いします。

 それから議案の修正が 1 点ありまして議案第 23 号の解約の案件で備考欄に関連で議案第 25 号の 2 とあるのですが 26-2 ですので申し訳ないですが、修正をお願いします。

 （地域計画の）農地について皆さん携わっていただいて、守りたい農地のエリア等について協議をしていただいております。また続きまして、ご案内を出すように第 3 回地域計画の日程も決まっております。その辺については土地利用最適化ミーティングの中でフォローしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

 それでは審議事項に入りたいと思います。

 議事録署名人ですが、8 番と 9 番、よろしくお願いいたします。

 それでは議案 23 号の農地法第 18 条第 6 項の通知ということで 2 番、ご説明をお願いします。

2 番 はい。説明します。こちら 5 筆については全て K さん（山吹）が H さん（山吹）から借りていましたが、手続き上の関係で一旦解約ということになります。以前 K さんの宅地と進入路で審議いただいた同じところで、問題はないと思われます。

議 長 ありがとうございます。ただいまの件でご質問等ありますでしょうか。
 （質問等なし）
 よろしいでしょうか。

 では、こちらは報告案件ということですので、受理したいと思います。

 続きまして議案第 24 号農地法 3 条の許可申請ということで 3 番、ご説明をお願いします。

3 番 はい。譲渡人は K さん（下市田）、譲受人は S さん（下市田）です。場所はパース北側のお蕎麦屋さんのすぐ隣です。現在耕作できておらず草ぼうぼうですが、

Sさんのお家は道を挟んで反対側です。農業がとても好きで、すぐ近くでお父さんが大規模な農業をしています。柿の時期など本当に忙しい時には一家揃って、お子さんもお手伝いに来るほど農業がお好きなようです。現在会社勤めですが、家のすぐ前ですし、近くには助けてくださるお父様もいらっしゃるということで、ご自分でも農業をやってみたいということです。対価が、総額で338万ということで、農地としてはとても高いですけども、高くてもやってみようという意欲がある方です。ご審議をよろしくお願いします。

議 長 はい。合わせて新規就農のような形ですので、営農計画もありますのでご参考いただきたいと思います。

ただいまのご説明について、確認事項、質問事項等ありますでしょうか。

(質問等なし)

よろしいでしょうか。

それでは議案第24号農地法第3条の許可申請の議案番号1について可否を採りたいと思います。

可とされる方、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。全会一致とします。

続きまして、議案第25号農地法第5条第1項の許可申請ということで、3番説明をお願いします。

3 番 はい。申請者はT(下市田)親子で、譲受人は息子さんのTSさん、譲渡人はお父様のTTさんです。場所は先の議案の場所の近くですがもう少し飯田線の線路沿い、パース北駐車場の前の道を飯田線方面に行ったところです。

本宅のお隣にTTさんのお父様、お母様が離れのような形で暮らしていたのですが、亡くなられてしばらくになりますので、そこを壊して息子さん夫婦のお家を新築したいということです。すでに更地にされていますが、実はそこが農地であったことが判明したため、転用申請をしたいということです。以上です。

議 長 はい。ご説明ありがとうございました。

すでに8月8日に建築確認を取られていて、事後の案件になっていますが...

この辺りは事務局、どういう扱いになりますか。

事務局 はい。今ご説明いただいたとおり、(前の画面で)公図を出してあります【地番-1】は、経過はTさんもわからないようですけれどもTTさんのご両親の家が建っていて、それを今回壊して息子さんが新築する際に地目が畑だったということで、追認ではありますけれども申請を出されたというところです。

経過がわからないという点、古くからあった住宅ということ、また建築確認というのは建設課に提出されたものが農業委員会ほか庁舎関係部署を回り通過していきますが、こちらに止める権限はないため、意見として転用が必要である

旨を付して回覧しています。また銀行の都合等、諸々の事情からやむを得ない案件として受け付けさせていただきました。

農振除外した経過なく当初から農振農用地から外れていたこともあり、転用のみということで申請が出てきたという形です。以上です。

議 長 はい。経過はそのようで、事務局としても 8 月 8 日以前に書類が来て意見を付したということで、今回のタイミングでの申請が出てきていますので、その点はご了承いただきたいと思います。

そのほかに確認事項等がありますでしょうか。

(質問等なし)

それでは議案第 25 号農地法 5 条 1 項の許可申請について可否を採りたいと思います。

可とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい全会一致で可とします。ありがとうございました。

続きまして議案第 26 号、改正前の経営基盤法第 18 条、農地利用集積計画について事務局お願いいたします。

事務局 はい。では利用権ということで受け付けたものをお願いします。

1 から 4 番までが新規の案件です。3 番につきましては先ほどご説明いただきましたけれども一度解約して分筆後の農地でまた貸し借りし直すものです。

よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。

はい。

議案第 26 号の番号 1 から 4 について確認事項、質問事項よろしいでしょうか。

(質問等なし)

それでは可否を採りたいと思います。

可とされる方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。

議案第 26 号議案番号 1 から 4 について、可とします。

以上で審議事項を終了します。

ありがとうございました。

時に午前 9 時 16 分

高森町農業委員会議長

今川 実章

高森町農業委員会会長

今川 実章

議事録署名委員

高森町農業委員

8 番 木下 洋子

議事録署名委員

高森町農業委員

9 番 友谷 光